



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 セントラル硝子株式会社  
 代表者名 代表取締役社長執行役員 皿澤 修一  
 (コード 4044 東証 第一部)  
 問合せ先 経営管理室長 河部 守弘  
 (TEL. 03-3259-7062)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 101 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、定款に定めることにより、責任限定契約を締結できる会社役員等の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これにともない、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、社内外を問わず広く適切な人材を招聘できる環境を整備するため、現行定款第 27 条及び第 37 条を変更するものであります。

なお、第 27 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線\_は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 26 条 (省略)	第 1 条～第 26 条 (現行のとおり)
(取締役の責任免除) 第 27 条 (省略)	(取締役の責任免除) 第 27 条 (現行のとおり)
2. 当社は、会社法第 427 条 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2. 当社は、会社法第 427 条 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 28 条～第 36 条 (省略)	第 28 条～第 36 条 (現行のとおり)
(監査役の責任免除) 第 37 条 (省略)	(監査役の責任免除) 第 37 条 (現行のとおり)
2. 当社は、会社法第 427 条 1 項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2. 当社は、会社法第 427 条 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 38 条～第 41 条 (省略)	第 38 条～第 41 条 (現行のとおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 6 月 26 日  
 定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 6 月 26 日

以 上